平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目７番８号
破産者　郷　　清
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―810号
破産者　ファーストランこと　田中　健司
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４７号
奈良市疋田町２丁目４番16号　カトレアハイツ202号
破産者　杉本　和三
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ５―404号
破産者　外園　武則
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目11番12―407号
破産者　中村　幸司
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１９７号
奈良市西大寺国見町１丁目１番509号
破産者　唐津　諒子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
熊本県玉名市永徳寺340番地４
破産者　嶋村　知道
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１号
岩手県花巻市田力第９地割90番地２、前住所千葉県市原市辰巳台東３丁目５番地４　ロータリーパレス辰巳台605
破産者　鎌田　　真
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３０９号
甲府市新田町17番44号　コーポ新田Ａ―101、開始決定時の住所山梨県甲府市大里町3445番地７
破産者　出羽　英記
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
山梨県甲斐市中下条35番地５
破産者　中澤　知也
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
山梨県南巨摩郡身延町下山9276番地１
破産者　河西　康雄
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
熊本市南区川尻６丁目２番24号
破産者　岩本　昭男
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６５号
熊本市中央区出水１丁目２番36号
破産者　中井　二郎
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６６号
熊本市中央区出水１丁目２番36号
破産者　中井　洋子
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
熊本市中央区上水前寺１丁目１―２セレザ上水前寺301号生田今日子方、住民票上の住所熊本県阿蘇市蔵原722番地
破産者　蔵原　憲一
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１号
宮崎県日向市大字財光寺657番地メイブルハイム111号
破産者　河野　保實
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１９６号
宮崎県日向市大字富高6222番地30
破産者　福田光男こと　鄭　　光男
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２２号
宮崎県日向市大字財光寺3270番地４
破産者　黒木　智之
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６８７号
埼玉県所沢市北所沢町2230番地の１アンダンテ新所沢103、前住所埼玉県所沢市けやき台１丁目９番地の４サーパス新所沢けやき台602
破産者　竹田　宏成
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部